行政評価シート（事務事業評価）

評価年度	28年度

事業名	クリーンエネルギー導入促進事業（旧エコライフ普及促進事業）	担当課	環境課
細分化した事業名			

1 計画（PLAN）：事務事業の計画的位置づけ

第6次長期総合計画での目的体系	基本方向	心地よい定住環境のあるまちづくり
	政策	自然を活かし、自然にやさしいまちづくりの推進
	施策	資源循環型社会の構築

関連する個別計画等	環境基本計画	根拠条例等	韮崎市エコライフ設備等設置費補助金交付要綱 韮崎市クリーンエネルギー普及促進事業費補助金交付要綱

2 計画（PLAN）：事務事業の概要

事業の目的	エコライフ設備費用および電気自動車購入費の一部を補助することにより、設備や自動車の普及促進を図る。 また、これらが普及することで環境への負荷を軽減し、資源循環型社会の構築を図る。
事業の手段	○エコライフ設備設置者及び電気自動車購入者に対し補助金の交付を行う。 補助メニュー（単位：万円） ・住宅用太陽光発電システム（5～10）・太陽熱高度利用システム（2）・高効率給湯器：エコキュート他（2） ・家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（5）・ペレットストーブ及び薪ストーブ（2）・電気自動車及びプラグインハイブリット自動車（2） ○再生可能エネルギー及びクリーンエネルギー機器設置者購入者に対し補助金の交付を行う。 補助メニュー（単位：万円） ・家庭用リチウムイオン蓄電池（1～10）・ペレットストーブ及び薪ストーブ（2）・電気自動車及びプラグインハイブリット自動車（10）
事業の対象	・エコライフ設備設置者及び電気自動車購入者 ・再生可能エネルギー及びクリーンエネルギー機器設置者購入者

3 実施（DO）：投入費用及び従事職員の推移（インプット＝費用＋作業）

		25 年度	26 年度	27 年度
A	事業費（上段：エコライフ、下段：クリーン）（千円）	12,220	7,720	3,440 500
財源内訳	国・県支出金			
	その他（使用料・借入金ほか）			
	一般財源（上段：エコライフ、下段：クリーンエネ）	12,220	7,720	3,440 500
B	担当職員数（職員 E）（人）	0.05	0.05	0.05
C	人件費(平均人件費×E)（千円）	325	340	336
D	総事業費(A+C)（上段：エコライフ、下段：クリーンエネ）（千円）	12,545	8,060	3,776 836

主な事業費用の説明	再生可能エネルギー及びクリーンエネルギー機器を設置又は新規登録者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

注）平均人件費は各年度決算額(職員給与費)から算出した 25 年度(6,491 円),26 年度(6,794 千円),27 年度(6,715 千円)を使用しています。

4 実施（DO）：事業を数字で分析（アウトプット＝事業量）

		指標名	指標の算出方法	実績値（千円） 25 年度	26 年度	27 年度
活動指標	1	エコライフ普及促進事業 ・太陽光発電［件数］	太陽光発電　50～100 千円×件（1kW あたり 2 万円で下限 5 万上限 10 万）	〔127〕 9，890	〔77〕 6，370	〔32〕 2，880
		・太陽熱高度利用システム［件数］	太陽熱高度利用システム　20 千円×件	〔12〕 240	〔6〕 120	〔0〕 0
		・高効率給湯器［件数］（エコキュート等）	高効率給湯器　20 千円×件	〔91〕 1，820	〔47〕 940	〔23〕 460
		・家庭用燃料電池［件数］（エネファーム）	家庭用燃料電池　50 千円×件	〔3〕 150	〔3〕 150	〔2〕 100
		・ペレットストーブ及び薪ストーブ［件数］	ペレットストーブ等　20 千円×件	〔5〕 100	〔5〕 60	〔0〕 0
		・電気自動車及びプラグインハイブリット自動車［件数］	電気自動車等　20 千円×件	〔1〕 20	〔4〕 80	〔0〕 0
		合計	【件数】 金額	〔239〕 1，220	〔140〕 7，720	〔57〕 3，440

	2	クリーンエネルギー導入促進事業〔補助対象設備等〕 ・家庭用リチウムイオン蓄電池	リチウムイオン蓄電池 １～１００千円×件 （１kWあたり１万円で上限１０万円）			〔2〕 ２００
		・ペレットストーブ及び薪ストーブ	ペレットストーブ等　20千円×件			〔5〕 １００
		・電気自動車及びプラグインハイブリット自動車	電気自動車等　１００千円×件			〔2〕 ２００
		合計	【件数】 金額			〔9〕 ５００

妥当性		□A 妥当である　■ B ほぼ妥当である　□ C 妥当でない
上記活動指標と妥当性の説明	1	太陽光発電設備及び太陽熱高度利用システムは再生可能エネルギーの一つである太陽光エネルギーを利用するもので、特に発電設備は発電時に廃棄物、排水、排気が発生しないなど環境に優しいものである。また、高効率給湯器等の住宅設備は、二酸化炭素ガスの発生を抑制するもので、環境の負担を軽減できる。これら住宅設備の設置に助成することで導入促進を促す事ができる。
	2	エネルギーの安定共有や環境への負荷の少ない非化石化エネルギーの利用促進を図るため、再生可能エネルギー及びクリーンエネルギー機器を普及し、二酸化炭素等排出量の削減をを図ることにより地球温暖化対策及び環境負荷軽減を図る。

5　評価（CHECK）：　事務事業評価　（アウトカム＝成果・効果）

		指標名	指標の算出方法	実績値		
				25年度	26年度	27年度
成果指標もしくはまちづくり指標	1	設備設置率	申請件数/年度末世帯数（%） （）はクリーンエネルギー	１．９	１．１	０．４ （０．07）
	2					
	3					

成　果		□ A 上がっている　□ B ほぼ上がっている　■ C 上がっていない
上記指標の妥当性と成果の内容説明	1	エコライフ普及促進事業は２７年度の６月末日で終了したため。 ２７年度の７月より新事業としてクリーンエネルギー導入促進事業を開始。より高度化した視点の助成品目が変わったため。

事務事業総合評価	□ A 期待以上に達成　■ B 期待どおりに達成　□ C 期待以下の達成

6　改善（ACTION）：今後の事務事業の展開

今後の事業展開	□ 拡大（コストを集中的に投入する）　■ 一部改善（事務的な改善を実施する） □ 全部改善（内容・手段・コスト・実施主体等の見直しが必要）　□ 縮小（規模・内容を縮小、又は他の事業と統合する） □ 廃止（廃止の検討が必要）
事務事業の改善案	改善の概要・方向性（いつまでに、どういう形で具体化するのか）
	28年度の改善計画（今後の事業展開説明）
	エコライフ普及促進事業補助金については年々助成件数が下がり一定の普及促進の役割を全うしたため平成２７年6月３０日をもって事業廃止となった。 今後は、それに代わる新事業としてエネルギーの安定共有や環境への負荷の少ない非化石化エネルギーの利用促進を図るため、クリーンエネルギー導入促進事業を開始した。
過去の改善経過	２７年4月１日からクリーンエネルギー導入促進事業を始まり、２７年６月３０日にエコライフ普及促進事業補助金制度が廃止となった。
課長所見	地球温暖化対策として太陽光発電設備を中心に補助を行っていたが、初期需要の創設、自立的な普及促進という目的がほぼ達成されたことから、常に補助対象品目の精査、見直しを必要とする。